

# マイナンバーカードを利用しての 「医療情報取得加算」に関するお知らせ

当院は、令和4年10月1日より算定している「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を令和6年6月1日より、以下の通り初診時及び再診時に算定するように変更いたします。

## ■医療情報取得加算

### 【初診】（1回/月）

- ・ 加算1 3点
- ・ 加算2 1点（マイナ保険証を利用した場合）

### 【再診】（1回/3月）

- ・ 加算3 2点
- ・ 加算4 1点（マイナ保険証を利用した場合）

オンライン資格確認システムを利用できる体制を整備することにより、このシステムを通して正確な情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報）を取得し、より質の高い医療の提供に活用することができるようになります。

今後も、患者さんには正確な医療情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の取得並びに利用のご協力をお願いいたします。

令和6年6月1日  
社会医療法人あいざと会  
藍里病院 院長